

韓国における労働市場の柔軟性とその対応—新自由主義のパラドックス

金 光旭[†]

[†] 名城大学アジア研究所研究員

要 旨

グローバル時代を表す概念の一つである新自由主義についての各国での論議は、その受容と抵抗、そして調整として特徴付けられる。この研究では、東アジアの韓国の社会の中で、新自由主義がいかに根を下ろしているかを確認しながら、特に経済の自由化を強調してきた資本側と、それに抵抗してきた労働側の論理を振り返って、その調整の働きを点検していくことを目標としている。これによって、韓国におけるグローバル化と関連する新自由主義の意味を確認し、他のアジアの国々における意味との相違を明らかにする。

キーワード：新自由主義、労働市場の柔軟性

はじめに

グローバル時代を表す概念の一つである新自由主義の潮流について、OECDの各国ではさまざまな形での受容と抵抗が展開され、また調整されつつあるのが現状である。この研究の主眼は、東アジアの新興工業国たる韓国の社会の中で、いわゆる1980年代の民主化以降、新自由主義がどのような特徴を示しながら、根づいてきたかを確認するところにその目的がある。とりわけアジア金融危機後、韓国政府が新自由主義的経済政策を積極的に受け入れてきた。そのため、韓国政府は経済の自由化を強調してきた企業側と、それに抵抗してきた労働側の間で、積極的に介入し、議会での法律制定の過程を通して、労使政三者による社会協約体制を作り出そうとした。

韓国政府と与党が主導した調整の働きは、対立していた企業側と労働側の間に中立的で積極的な仲裁を意味するはずだが、政権によって、国民には親企業側の政府（李明博政権）、親労働側の政府（金大中、盧武鉉政権）として写されたのも事実である。しかし、そのような分け方にそぐわない労働政策について、具体的には非正規職保護法を制定する前後の状況を把握することによって、韓国における政府の介入に注目していくことにする。

韓国政府による調整の働きは、反新自由主義的な社会政策としてあらわれたが、それがドラマチックに展開されたのは、2009年7月以降、実施した非正規職保護法である。その同法律をめぐる与野党間の攻防、また市民社会を巻き込んだ対応について調べることによって、韓国におけるグローバル化と関連した新自由主義の展開の意味を確認し、他のアジア

の国々との間の相違を浮き彫りにする。もって、雇用悪化によって、臨時職の労働者の労働条件が厳しくなっている日本の社会に示唆する問題点などを明らかにする。

1 韓国における新自由主義

新自由主義とは何よりも、強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的实践の理論である。国家の役割は、この実践にふさわしい制度的枠組みを創出し維持することである。また国家は、私的所有権を保護し、市場の適正な動きを、必要とあらば実力を用いても保障するために、軍事的、防衛的、警察的、法的な仕組みや機能をつくりあげなければならない。市場への国家の介入は、いったん市場が創り出されれば、最低限に保たれなければならない¹⁾。

1960年代に始まった韓国政府の輸出主導型戦略によって財閥への支援、育成が行われ、1970年代にはこれらの財閥を中心とした企業はそれぞれの部門で世界的な企業として成長した。1980年代中頃以降、なかでも86年のウルグアイ・ラウンドによって指摘されたことであるが、韓国のビジネス界は資本移動の自由を求めた。韓国資本は、海外で安くてより都合の良い労働力を確保することによって、国内の高い賃金と盛んになった労働組合運動に対応しようとした²⁾。韓国における新自由主義は、主に労働市場のフレキシビリティ、小さな政府、自由市場経済の重視、規制緩和、FTAの締結、公企業と医療、放送の私有化などの形態、またその実現をめぐる

の論議という形であらわれてきた。韓国の経済的自由度はOECDのなかでは遅れていて、米国とは離れている水準である³⁾。韓国政府の目標は、米国やEUとのFTAを通して、様々な制度の改革を行い、経済的自由を高めることである。21世紀に入ってから、労使紛争とそれによる勤労損失日数は、2004年を頂点に下向する傾向を見せている。

金大中政権と盧武鉉政権における韓国の進歩陣営の学者、政治家は新自由主義の打倒を叫び、保守陣営が新自由主義を擁護する様相を呈してきた。但し、進歩陣営から支持を受けたにもかかわらず、金大中政府は新自由主義的な経済政策を受容し、それに続いて盧武鉉政府も新自由主義的な経済政策に基づいて、韓米FTAの締結を推し進めた。李明博政府のだと特徴付けられるのは、新自由主義的経済とそれに相応しい保守政治との結合であるが、すでにその以前の金大中政府と盧武鉉政府で新自由主義的経済が展開され、民主改革の政治と矛盾をはらんで結合していた⁴⁾。

1960年代、韓国は外国から借りた資本を元に原資材および中間財を輸入し、それらを加工して、完成品を輸出する形で外貨を稼いでいた。このような経済戦略に対して金大中は、1971年大統領選挙の当時、韓国経済の貧困と対外従属性を拡大・深化する過程に過ぎないと批判した。金大中は大衆経済論を通して、市場経済に社会主義を組み合わせた大衆参加の経済を理想としていた。「大衆参加の経済」とも呼ばれる彼の大衆経済論とは、経営・生産・分配のいずれにも労働者を参加させて、労働条件の改善・向上を図り、これによって経営の安定と企業の発展に努めることを目指した⁵⁾。

金大中は、進歩陣営の経済学者である朴玄塚の民族経済論に注目して、1971年以降大衆経済論を展開した。朴玄塚の民族経済論とは、自主的な民族経済を重視し、中産層と中小企

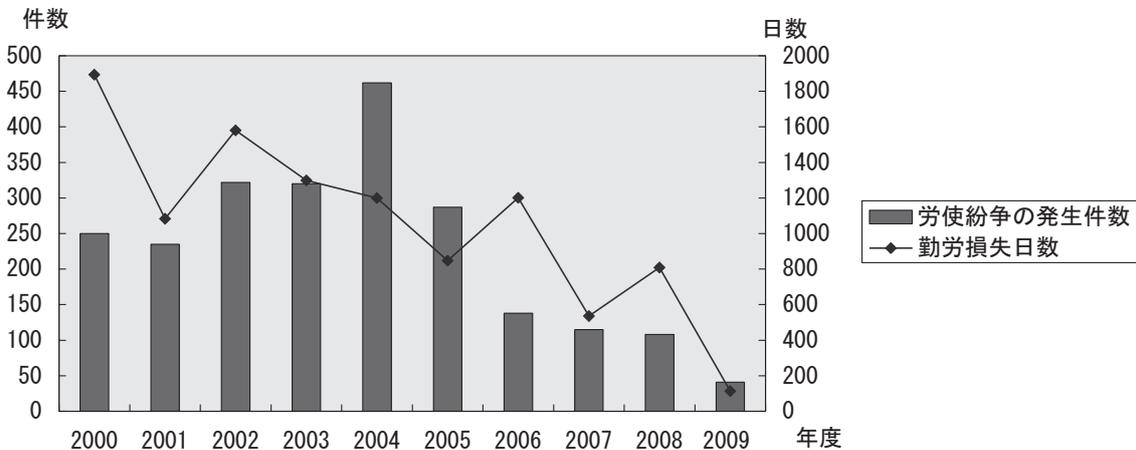
業の育成、農工並進などの政策を盛り込ませ、外国資本による国内産業の弱화를防ぎ、国内経済の保護を強調した経済理論である⁶⁾。当然、政治的な対抗軸にあった朴正熙の輸出指向の経済発展戦略とは激しく対立していた。その後、紆余曲折を経て、金大中は大統領に就任したが、大衆経済論を中心とした経済路線は、労働者へ一定の配慮をしながらも、以下のような経緯で変わらざるを得なかったのである。

1997年にアジア経済危機の打撃を受けた韓国では、経済再生のために外国資本を導入する過程で、グローバリズムの本質ともいべき新自由主義的な経済政策を積極的に受け入れ、その後、新自由主義的な傾向が強くなる。とりわけ1998年2月より発足した金大中政府は新自由主義的な経済政策を積極的に導入することによって、アジア経済危機を克服しようとした。

当時、韓国政府はIMFが一般的に債務国に要請した水準以上の新自由主義的な改革を約束する代わりに、救済金融を受け入れた。1997年から1998年にかけて韓国が金融危機に見舞われたのは、急に国際金融規制の基準が高くなったことから発生したのではなく、すでに提示されていた国際金融規制のBIS基準⁷⁾を形式的な水準として適用した異常な進行⁸⁾によるものである⁹⁾。

金融危機後、金大中政府がIMFから救済金融を受け入れるために約束した内容には、外国資本による企業や銀行の買収だけでなく、労働市場の柔軟化が含まれていた。市場原理を強調した新自由主義的な経済理論を擁護した政策決定者たちは、市場を規制する制度、特に労働市場を規制する制度（正規職・非正規職保護）の代わりに規制緩和を積極的に導入することによって、より多くの雇用の創出が期待されると予測した。

図1 労使紛争の発生件数及び勤労損失日数（2000-2009.6）



出典：韓国労働部労使協力政策局（2001-2009）：『労働動向報告書』、『勤労損失日数報告書』；韓国統計庁（2009）：『労使紛争事業所及び勤労損失日数』『e-国家指標』；但し、2009年の場合、6月まで。http://index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/cust/intro/PO_INTRO_Main.jsp（アクセス2010年1月28日）

しかし、新自由主義的な経済の特徴は、産業の各部門の効率化を重視し、リストラを展開した結果、大量解雇による失業者の急増としてあらわれた。このような現象が家族解体などの社会問題を起こすなど、新自由主義に対する否定的な側面が浮かび上がってきたのである。当時、韓国政府は、新自由主義的な経済政策を受容する代わりに、福祉部門の制度化にも力を入れてきたが、それは貧困層を対象にした国民基礎生活保障法¹⁰⁾や全国民を対象とした四大保険と呼ばれる公益保険の国民年金・健康保険・雇用保険・産災保険などであった。このような制度的な保障は新自由主義的な経済政策の展開によって、犠牲になりやすい低所得層に対する救済案として発表し、成長の影の部門で起こりやすい問題を克服しようとした。金大中政府の「市場経済と民主主義の並行」や盧武鉉政府の「同伴成長論」というスローガンには、国家の市場への介入を通して、民主主義の進展とともに一定の分配を確保するという政策の目標が込められている。盧武鉉政府においても、福祉予算は22%（2002年）から27%（2007年）まで増大した。

韓国の金融危機から10年後の2007年においては、経済成長による所得が5%まで増加したが、雇用率は0.1%の増加に留まり、経済成長が直ちに雇用の増加と結びつかない結果が表れた。2009年4月現在、韓国全体の平均失業率は3.2%で、OECDのなかではオランダ（3.0%）に続き二番目の低い水準に留まっている。しかしながら、若年層の失業率はこの十年間5%前後を示して、全体の平均失業率とは2%近い差になっている。

一方、2010年度予算編成の指針を参照する限り、李明博政府は新自由主義的な経済政策を展開しながらも、福祉予算を2009年の74兆6千億ウォンから82兆1千億ウォンへと増額した。しかし、李明博政府は大型工事、とりわけ河川整備工事に係わる直接、間接の費用の調達に奔走している印象を与え

つつある¹¹⁾。国民からの反対の声が高かったため、大統領自らが大型工事の中止を約束したにもかかわらず、取り消し以前の規模まで至ってないが、政府傘下の公共機関などを通して河川整備事業を実行する構えを崩していない。

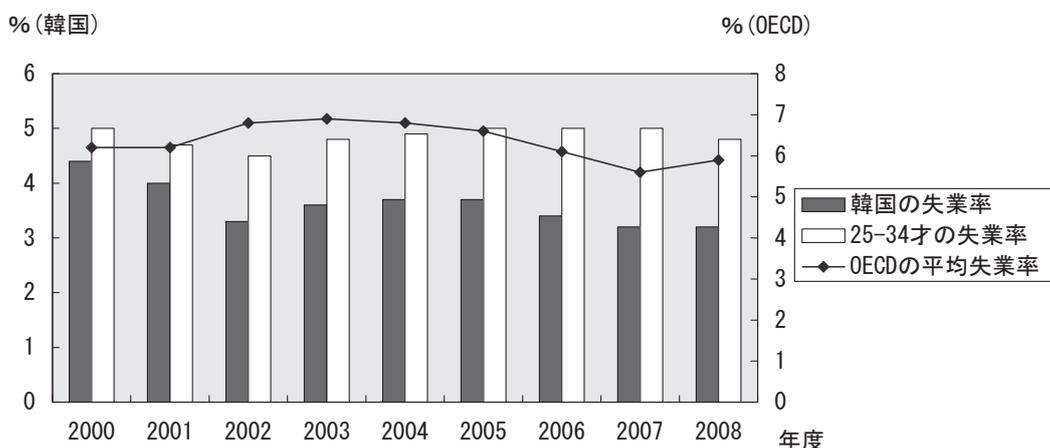
2 新自由主義と労働市場の需給

金融危機後、世界を覆うグローバル化によって東アジア地域は苦境と機会に直面し、新しい選択の岐路に立たされている。東アジア地域では、グローバル化の骨子だといわれている新自由主義をめぐっての対立が展開しているなか、競争と進化だけが美徳化され、協力と共生の立地は狭くなっている。東アジア地域における新自由主義の導入の歴史は浅いが、その間に経済全般にかけて進んできた。その結果、新自由主義による市場秩序の乱れやそれに対する準備は十分ではなかったことが問題点としてあらわれた。各国が新自由主義モデルを積極的に受容することで、自由競争の論理によって、東アジア地域には個別的な競争が激化され、いままで蓄積してきた地域協力の基盤が崩壊してしまうという恐れがある。

今日、日中韓の指導者が日中韓 FTA を始めとする経済協力の重要性を強調しているのは、この地域における経済的な効果だけでなく、地域的な協力を通して達成できる信頼など、経済外的要因に対する期待からだ。さらに新自由主義は経済政策だけでなく政治、社会、文化などの諸分野とも結びついて進んできたため、国内外の状況とも連動しやすい構造となっている。いま一度、世界を向けて東アジア地域自らの構想を発信しながら、世界との共栄を求めるためにも共生の意味を確認する時期である。

新自由主義の経済モデルの一つは、労働市場の柔軟性であ

図2 韓国・OECDの失業率の推移



出典：「OECD 諸国の失業率統計」 <http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=MEILABOUR>（アクセス2010年1月28日）

る。各国の景気は、国内外の経済環境によって変動するので、それに応じて労働の需給を調節しようとする戦略である。先進工業国のOECDにおける労働市場の柔軟性は、資本と労働との間の緊張感を増して、政治的、社会的な問題となった。韓国の場合、労使間の緊張度が高まった背景には、戦後、国家主導の開発政策を展開し、短期間で工業化の水準を引き上げながら、その目標の達成を強調したため、しばしば労働者側の権益と衝突したことがある。

韓国で非正規雇用¹²⁾に対する依存が高くなったのは、特に、アジア通貨危機後、大規模のリストラを実施し、必要な労働力を非正規労働者の拡大を通して確保しようとした働きが続いたからである。これによって企業は人件費を削減し、労働の柔軟性を確保する経営戦略に乗り出した。また企業は非正規労働者を雇用することによって、正規労働者の保護のための法規制を避けながらも、他方では専門の能力を備えた正規労働者の雇用保護と労使関係の安定化を計るための緩衝地帯をつくらうとした。非正規労働者たちは現行の正規職中心の企業別労働組合へ組織化されないことから、労働組合の萎縮を狙っている企業の戦略だと考えられる。

他方、歴代の韓国政府は、非正規職労働者の増加を抑制し、一定の保護の必要性を認めながらも、それが労働市場全体の柔軟性を損なわない方向へ導くために労使の間の折衷点を模索してきた。

このような非正規労働者の拡大には、1990年代初以降、グローバル化と市場開放は避けられないことだという認識が拡がり、韓国政府も国家競争力を高めるための手段として労働の柔軟性を強調したと関連している。政府自らも公共部門における大規模のリストラを通して、正規の労働者を大規模に削減し、その代わりに非正規労働力を吸収した。その結果、2006年の統計では、中央・地方政府や公共機関、公企業などに雇用された非正規労働者数は31万1千名で公共機関の全労働者の20.1%に達している。正規-非正規労働者の間に

は、身分の不安定だけでなく賃金の差が大きな問題となっている。

3 労働市場の柔軟性とその対応策

一般的に非正規雇用とは正規の雇用を補完するシステムであるが、韓国の場合、非正規職の労働者は企業の利益を優先する資本の論理によって取り巻かれているため、正規職の労働に劣らない労働力を代替している場合が多い。産業の各部門で正規職の労働者と実質的に差異のない労働を担っている非正規の労働者を保護するための措置が非正規職保護法である。非正規職保護法とは、「期間制および短期間勤労者の保護などに関する法律」¹³⁾（以下、期間制法と略す）と「派遣勤労者保護などに関する法律」¹⁴⁾（以下、労働者派遣法と略す）を意味する。

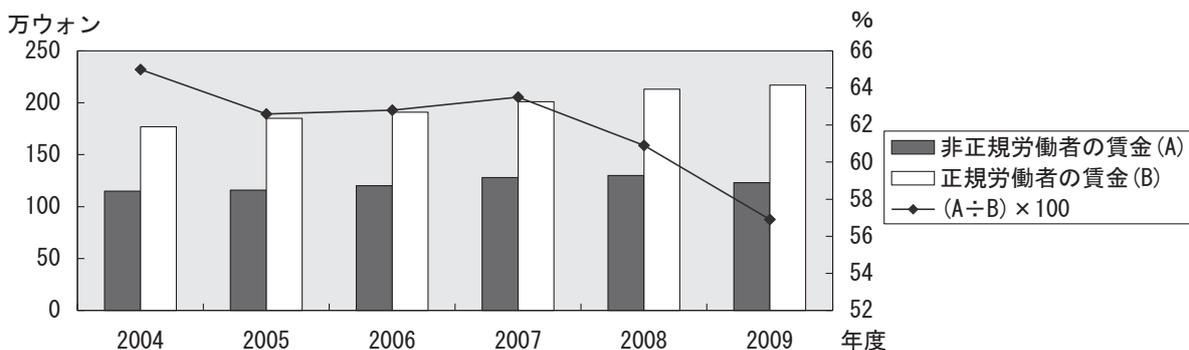
1998年に発足した金大中政府は、それまで掲げてきた大衆経済論を修正して、新自由主義的な路線を含む経済政策を展開し始めた。とりわけ金融改革を通して、韓国の企業と銀行が外国資本の売買取引の対象となるようになった。このような対応は、当時のアジア金融危機へ対処するためであったが、これによって韓国経済は安定化し、対外的にも純債務国から純債権国への転換が可能となった。しかし、対外的な経済開放を拡大した結果、景気の変動性が高まり、安定した雇用の確保が課題となった¹⁵⁾。

このような負の側面が盧武鉉政府に廻され、新自由主義の経済改革の影にあったリストラなどによる雇用不安を解消するために導入しようとした制度が非正規職保護法である。

(1) 非正規職保護法の導入

アジア金融危機後、1998年に韓国は勤労基準法を改正して「整理解雇法」や「退職金中間精算制」を導入することによって、労働市場の柔軟性を受け入れ、企業の競争力を高めよう

図3 正規-非正規労働の賃金格差



出典：韓国労働部雇用政策室労働市場分析課（2001-2008）：『雇用形態別勤労実態調査』；<http://www.index.go.kr/egams/default.jsp>（アクセス2010年1月28日）

とした。これらの改正とは別に、1998年に「派遣労働者等に関する法律」や「賃金債権確保法」と「公務員職場協議会の設立・運営に関する法律」、2006年には「非正規職保護法」が制定されたのである。

韓国の非正規職保護法は、2006年11月に制定され、2007年7月に300人以上の事業所に適用されたが、2009年7月より5人以上の事業所に拡大して適用するようになった。2009年7月よりその期間が2年以上となった契約職の労働者たちは、別途の解約通告を受けない限り、正規の雇用としての身分転換が義務付けられるようになるため、多くの企業が急いで期間制や契約職の労働者を切り捨てるのではないかという憂慮があった。非正規職保護法が拡大され、二ヶ月間実施した結果、労働者の三分の二が正規の労働者として契約を更新したが、残りの人は解約され、非正規職を失われるようになった。企業側にも労働者側にも一長一短のある非正規職保護法の要は、企業側が展開している労働市場の柔軟性を制限することによって、企業が経営の合理化を理由に労働者の権益を奪うことを防ぐことである。

日本の場合、1986年より施行され、1999年と2004年、2006年に改正された労働者派遣法は、適宜に労働の機会を提供することによって、企業と労働者を救うという積極的な面もあるが、安易に労働者を切り捨て、正規と非正規の労働者の間の賃金格差や雇用体制を歪曲するという暗い面を同時にあらわしている。

厚生労働省の調査によると、派遣労働者数は年々増加しており、とりわけ、法改正のたびに高い増加率を示している。労働者派遣の適用対象業務の範囲を原則的に自由化した1999年の改正によって、その前は登録者数を含めて107万人くらいであった派遣労働者数が139万人ほどの約3割の増加があった。また、26業務以外の業務について、派遣受入期間を1年から最大3年まで延長した2003年の改正によって、その前は236万くらいであった派遣労働者数が、その2年後には

255万くらいに増えるような現象があらわれた¹⁶⁾。

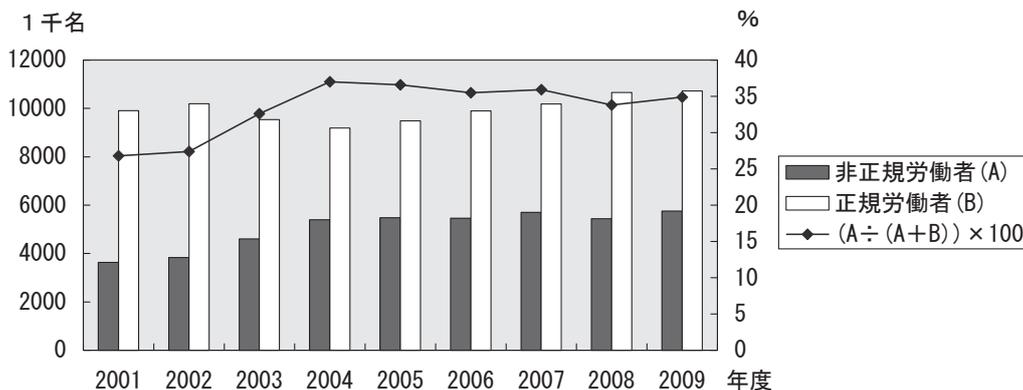
現在、民主党連立政権の主導で、製造業派遣や登録型派遣の原則禁止を柱とした労働者派遣法改正案の報告書がまとめられている。規制緩和から労働者保護に焦点を当てた法案である。労働者保護の視点を失わず、米国発の金融危機後の余波が続いているこのころ、不安定な就労関係に置かれている労働者にとっての最善策が求められている。

2009年3月の時点で、韓国の非正規職は537万4千人でその前年に比べて7万人減少し、正規職は1070万人で4万人増加した。非正規職の比率は33.4%で前年に対比して0.4%下向し、二年続いて減少傾向を見せている。但し、期間制労働者は2007年3月から2008年8月まで1年半の間に25万人減少したが、2009年3月までに再び19万人が増加した。期間制労働者のなかで、パート労働は9万人、特殊雇用¹⁷⁾が4万人、臨時雇い労働が4万人も増加した。これは政府が期間制労働の期間延長等を試みて、非正規労働を許容する方針に転換するのではというシグナルを送ったことが労働市場に期待を膨らませたことと、雇用対策の一つのパターンとしての臨時的雇用形態である青年インターンシップが増えたことに起因している。

さらに2009年8月現在、非正規職は575万4千人で、その前年に比べて30万9千名が増加しているのに、正規職は1072万5千名でその前年に比べて6万5千名の増加に留まっている。

一方、正規職と非正規職との間の賃金の格差も開きつつある。2009年8月現在、全体の賃金労働者の平均月給は185万2千ウォンで昨年に比べて0.3%の増加があった。しかし、非正規職の労働者の場合、120万2千ウォンで昨年の129万6千ウォンより7.3%が縮小された。これに対して正規職の場合、昨年の212万7千ウォンより3.5%増加し、220万1千ウォンとなった。新自由主義的な経済政策に対する労働現場での結果は、非正規労働者の増加と賃金の格差としてあらわれたが、今後の推移に注目していかなければならない。

図4 正規職—非正規職の規模



出典：韓国労働研究院編（2009）：『2009KLI 労働統計』，32頁。

(2) 非正規職保護法の論点

2009年7月現在、国会での与野党の間の対立の焦点は、非正規労働者の雇用期間の二年が過ぎてからの労働者の身分であった。すなわち期間制労働者の雇用期間を2年以内と制限し、2年を超えた場合には期間の定めのない労働契約を締結したものと看做される（期間制および短期間勤労者の保護などに関する法律4条）。改正・派遣労働者保護などに関する法律6条により、派遣期間は1年以内が原則であるが、派遣元・派遣先・派遣労働者間の合意があれば1年以内の範囲で延長することが可能だと示している。つまり合計2年を超えないようにと明記している。

与党のハンナラ党はその2年を延長して、非正規雇用の期間を延ばそうとしていることに対して、野党の民主党は現行の法律を守ることによって、非正規労働者の正規職への身分転換を図ろうとした。2006年当時、与党が主導した非正規職保護法をめぐる立場は、2008年に政権が替わってからも、そのままであった。2006年の当時、野党であったハンナラ党・企業側は、非正規職保護法を廃止し、労働者派遣法を導入して、労働市場の柔軟性を確保しようとした。これに対して当時の与党・労働団体は、非正規職保護法を強化することによって、労働者の権益を守っていくことを目指した。

上のような与野党の立場を背景に、2009年6月にハンナラ党の改正案をめぐって8回にわたって五人連席会談¹⁸⁾が開かれたが、互いの立場の差だけを確認する結果で終わった。

結局、2009年7月1日以降、非正規職労働者に対する雇用期間を2年に制限する条項が発効されるようになった。一応、非正規職保護法が発効したとしても、与党のハンナラ党は改めて非正規職の施行を1年6ヶ月猶予するという立場を、野党の民主党は上のような従来の立場を固く守っていて、今後の行方は不透明のままである¹⁹⁾。

もう一つの論点は、非正規職労働者に対する差別を是正する条項である。例えば、EUにおける非正規労働規制の焦点は均等待遇原則のような条項である。いかなる契約条件であ

れ、同じ職場で同じ仕事をする労働者は、賃金および労働時間という基本的労働条件について差別されないという原則である。

韓国の非正規職保護法でも、期間制・短期間・派遣労働者に対する不合理な差別を是正するために、差別的待遇を禁止するとともに、労働委員会を通しての差別是正の手続きを設けている。ここでの差別的待遇とは、同種または類似した業務に従事する労働者の労働条件に比べて、不利に扱われていることを意味している²⁰⁾。（期間制法第2条3号、労働者派遣法第21条1項）

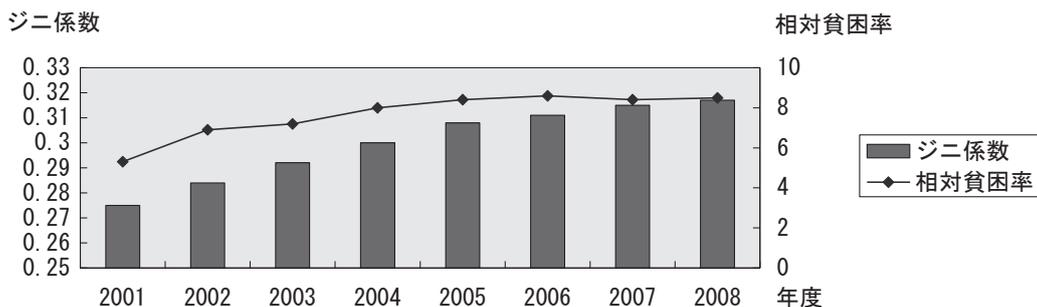
(3) その対応策

非正規労働者の増加は、そのまま社会格差が広がる背景の理由ともなっている。さらに、韓国の社会保障や所得再分配はOECDのなかでは低い水準に留まっている。成長を重視している経済学者は、所得再分配の縮小を主張しているが、所得再分配の縮小が必ず成長に至るという論拠も薄い。所得の不平等をあらわすジニ係数と相対貧困率は、下記のような。貧困層のなかでも、学歴のない人と女性が世帯主になっている家庭の所得が悪化している。伝統的な賃金構造のなかであられた男女間の賃金の差を改善することは至難であり、いまだに克服すべき課題として残されている。

そのような背景の下で、2007年4月より低所得層の貧困の悪循環を防ぐために実施されたのが、児童発達支援口座（Child Development Account : CDA）の事業である。韓国の民間銀行が児童名義で通帳を作り、福祉財団が後援の世話役を担うように委託された制度である。OECDの国々では、児童福祉または出生率の低下を改善するために様々な形での児童手当を設けており、政府が児童の成人になるときまで親の負担を軽減することを主な内容にしている。韓国が導入したCDAは、シンガポール政府が2001年4月より導入したプログラム²¹⁾をベンチマーキングした制度である。

韓国政府が導入したCDAは、支援の必要な児童が保護者もしくは後援者の後援金の一部を積み立てた場合、政府は児

図5 韓国のジニ係数と相対貧困率の推移



出典：韓国統計庁（2008）：『家計動向調査』；韓国保健社会研究院（2008）：『貧困統計年報』；<http://www.index.go.kr/egams/default.jsp>（アクセス2010年1月29日）

童が17歳になるときまで同じ金額を加えて積み立てて、結局、児童の通帳には利子などを除いても元金の倍規模の金額が残されるようにつくった口座である。将来、児童が成人になったころ、学資金や就業、創業などの費用に当てるように工夫した福祉制度である。この制度には支援を求める側にもある程度の関心と誠意を求めることから、一方的な支援ではなく、双方間の信頼を重視している。但し、毎月最大3万ウォンでさえ貯金の金額を負担できない貧困層は、対象の死角地帯に置かれる。

2008年7月、支援の対象となる40,174名のうち、約7割の33,238名が加入している。加入者のうち、1割が6ヶ月以上の未納である。対象となる加入者の確保だけでなく、月の最小限度の金額や通帳の開設後の事後管理などが問題点として残されている。

李明博政権に入ってから、庶民のために展開してきた福祉政策の例は、庶民のための金融政策と住宅政策である。開発途上国での小額の無担保融資システムを導入し、2009年12月より開始されるこの融資事業の財源は、金融圏と財界からの寄付金によるが、大企業から1兆ウォン、金融圏から3000億ウォンの寄付に加え、休眠口座の7千億ウォンなどの、合計2兆ウォンによってつくられている。この財源によって、10年間25万の低所得層に向けて無担保融資を行うことになる²²⁾。

一方、首都圏における緑地造成地帯の規制を一部解除することによって、住宅用地を確保し、その地区に庶民のための住宅団地を供給する方案を推進中である。しかしながら、緑地造成地帯の地主に対する土地補償や住宅地区選定に絡む地方政府との間の不協和音、さらに首都圏以外の地域に対する配慮の不足より反発が予想される。

むすびに

新自由主義の経済政策を積極的に導入した金大中政府以降、韓国政府は新自由主義的な経済政策の対極にあった所得の再分配や福祉政策が縮小されないように工夫してきた。新自由主義を基盤とする政策を展開するためには、その負の面に対する一定の配慮を続けなければならないのであるが、このような配慮は現政府まで続いている。

もともと生活の質を高めるための労働・福祉政策を本格的に展開するためには、膨大な財源を必要とする。韓国政府はそれらの財源の捻出を新自由主義に基づいた市場の自由化がもたらした成長に依存して、その後、分配政策によって国民の生活の質を高めようとした。政権交代を済ませた日本にも、生活の質を高める福祉政策の展開とともに非正規労働者を保護するための法案が改正を待つことから確認できるように、グローバル化時代における労働政策の焦点はいかにし

て生活福祉を守れるかにある。

韓国では非正規職保護法を実施した結果、労働側と企業側がその法律をいかに受容するかによって、大きく変わった。労使間の戦略と妥協によって、有期契約の期間満了による雇用が自動終了になるか、もしくは非正規雇用から正規雇用へ転化することも可能になったのである。労働組合が一律的にすべての非正規労働者を既存の正規職へ転換させるようと要求すれば、使用者が費用負担を憂い、反発しかねない。しかし、非正規雇用の労働条件を有期から無期へ、また下位職級の新設による人件費の負担を軽減することなどによって、妥協の意思を示せば、労使間の問題解決の可能性は高くなっているのである。

企業は、労働組合の強硬的な態勢に対抗するために労働柔軟性を確保し、また人件費を削減するために非正規労働者を好んでいた。しかし、産業別に労働の熟練度が高いほど、非熟練の非正規労働者を雇うことは企業の売り上げ規模や純利益にも影響を与え、労働の生産性を低くする要因となっている。

国家が企業に対して正規労働者の採用拡大や正規—非正規労働間の均等待遇を強調した場合、企業側も経営合理化のための自救策として、海外への資本の移動を選択する可能性が高くなっている。それは国内産業の空洞化を促すだけだと判断して、政府と労働側は海外への資本の移動を阻止しようとしてきた。昨今の日本社会と同じように、韓国でも雇用契約の如何にこだわるよりも、若年非正規労働者を企業内教育訓練システムの中に組み込むための方策が重要な課題となった背景である。

欧米の先進国に先駆けて景気回復が進む韓国では、「雇用なき回復」への懸念が高まっている。企業の効率化によってリストラの減員が発生してきたが、若者や高齢者の一時就業によって雇用統計が改善された仕組みに過ぎなかった。結局、現在、世界から注目されている環境・エネルギー産業、IT関連企業などの先端型産業だけでなく、これから新しい成長産業となる医療、福祉分野への労働力を確保することによって、一定の雇用創出を達成しようとしているのが今日の現状である。

参考文献

- 1) デヴィッド・ハーヴェイ、渡辺治監訳 (2007) : 『新自由主義』 作品社, 2007年, PP10-11.
- 2) デヴィッド・ハーヴェイ, PP150-151.
- 3) 日米韓の経済的自由度 (ランク)³⁾

	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
米国	8.33(4)	8.55(2)	8.3(3)	8.2(3)	8.1(5)	8.07(6)	7.90(9)	7.86(10)	8.06(6)
日本	7.0(28)	7.42(20)	7.0(34)	6.9(38)	7.4(19)	7.28(25)	7.38(27)	7.33(30)	7.46(28)
韓国	6.42(48)	6.62(53)	7.0(34)	6.9(38)	6.9(36)	7.1(33)	7.3(32)	7.32(32)	7.45(32)

- James Gwartney and Robert Lawson, *Economic Freedom of the World 2009 Annual Report* (Vancouver: Economic Freedom Network, 2009), <http://www.cato.org/pubs/efw/efw2009/efw2009-1.pdf> (2009年10月16日アクセス)
- 4) 조희연 (2008) : 「신자유주의적 불평등, 신보수정권 시대의 '복합적 반신자유주의적 정치」, 『進歩評論』, 第36号, 현장에서 미래를, PP10-12.
 - 5) 金大中 (1995) : 『わたしの自叙伝』, NHK 出版, P268.
 - 6) 朴玄埜 (1985) : 『韓国資本主義と民族運動』, 御茶の水書房, P50.
 - 7) BIS 規制とは、銀行の自己資本比率に関する規制である。1980年代に金融自由化を進めた米国で大手銀行が破綻したことは世界的に影響を及ぼし、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」というバーゼル合意を形成する背景となった。BIS 基準とは、自己資本比率が 8% を超えない銀行は国際業務を禁じるという BIS の取り決めである。
 - 8) 実際、1997年のアジア金融危機以後、強化された BIS 比率の算定方式によって韓国銀行の自己資本比率を計算した場合、1997年末、総26の市中銀行のうち、12銀行のみが 8% 以上の自己資本比率を維持した。
 - 9) 崔亨圭 (2008) : 「한국의 1997 년의 금융위기의 새로운 고찰」, 『韓国政治学会報』, 第42輯第 1 号, PP240-241; 金光旭 (2009) : 「韓米 FTA における経済外的要因」, 『アジア・アフリカ研究』, 第49巻第 1 号, PP59-60.
 - 10) 2000年10月に導入されたこの法律は、以前の生活保護法 (1961) を改善した内容を含めている。1999年 6 月当時、金大中大統領は生産的福祉という概念を提示し、国民基礎生活保障法の制定の方針を発表した。国民基礎生活保障法では、政府は低所得層に対する生活保護だけでなく、自立・自活と人間らしく生きていけることまで責任を持つことを明文化している。
 - 11) 韓国環境部 (2009) : 『비점오염저감사업의 예산편성 및 집행, 결산지침』, 韓国環境部, P 4. 2004年 3 月, 韓国環境部は四つの河川に対して、汚染源を取り除く環境対策を作った。李明博政府に入って、四つの河川に対する大型の整備事業は、その延長線上にある。
 - 12) 経済協力開発機構 (OECD) は雇用期間が短い有期契約勤労者 (temporary worker), 時間制勤労者 (part-time worker) および派遣勤労者 (temporary agency worker) を非正規職勤労者として把握している。韓国では、2002年 7 月労使政委員会の非正規職特別委員会の合意で非正規職勤労者の概念と範囲を定めた。この合意によれば非正規職勤労者は雇用形態を基準に一時的勤労者、時間制勤労者および非典型勤労者で定義されます。非典型勤労者とは、韓国民法が規定している14種類の契約に属さない契約関係に置かれる身分の勤労者である。
 - 13) 同法律8372号は2007年 7 月 1 日より施行。
 - 14) 同法律9698号は2009年 8 月22日より施行。
 - 15) 金大中大統領の在任中、平均の雇用率は58.1% で、この数値は全斗煥政府の47.2% よりは高いが、金泳三政府 (60.3%), 盧武鉉政府 (60.0%), 盧泰愚政府 (58.4%) よりは低い水準である。
 - 16) 厚生労働省勤労者派遣事業報告書 ; <https://www.jassa.jp/employer/report/080107ippan.pdf> (アクセス2010年 1 月29日)
 - 17) 韓国大法院の判例は、特殊雇用で働いている次のような人を、使用者から具体的な指揮・監督を受けながら働いたと判断されないことを理由に、正規職の勤労者として認めていない。特殊雇用の例は、競技補助人、保険募集人、訪問学習誌の教師などである。
 - 18) 五人連席会談とは、労使政委員会の一つの形態である。労働側を代表する韓国労働組合総聯盟、全国民主労働組合総聯盟の委員長に三つの政党の幹事が加わって開かれる会議である。
 - 19) 韓国労働研究院 (2009年 8 月) : 「主要労働動向」, 『月刊労働리뷰』, PP84-85.
 - 20) 李鋌 (2008年冬) : 「韓国の最近における労働立法の動向について—非正規職保護立法と複数組合問題を中心に—」, 『季刊労働法』, 223号, PP145-146.
 - 21) 2001年 4 月シンガポールが導入した CDA とは、6 歳未満の子供を対象に第 1 子と第 2 子に12,000ドル、第 3 子と第 4 子に18,000ドル、そして第 5 子以下は 6,000ドル以下を子供の親や後見者が貯金した場合、その翌月シンガポール政府が同額を通帳へ入金する仕組みとなっている。<http://www.babybonus.gov.sg/bbss/html/index.html> (アクセス2009年10月21日)
 - 22) 정혁준 (2009) : 「MB 와 친서민분석」, 『한겨레 21』, 第785号。

Flexibility of the Labor Market and the Countermeasures in South Korea —The Paradox of Neoliberalism—

By Kwangwook KIM[†]

[†] Meijo Asian Research Center, Meijo University

Abstract

Discussion in countries of neoliberalism is one of the concepts showing globalization is characterized by acceptance, resistance, and adjustment. In this research, it is aimed to check the working of adjustment looking back on the logic of the capital that has especially emphasized economic liberalization; while confirming how neoliberalism has taken hold in general in the society of South Korea as one of the countries in east Asia; and the labor side that has been resisting it.

To maintain labor flexibility to oppose the strong position of the labor unions and to reduce the labor costs, enterprises like non-regular workers. However, it is a factor that the sales scale and the gross profits of enterprises also influence and lower the productivity of labor to employ non-skilled, non-regular workers in case of requesting high skill levels of labor according to industry.

As a result, the meaning of neoliberalism that relates to globalization in South Korea is confirmed by efficiency, productivity. It is a urgent problem to build young, non-regular workers to secure the skill into educational training system in enterprises.

key words : neoliberalism, flexibility of labor market